

文化的施設整備事業

町長施政方針・行政報告等

② 議会関係（全体）

① 町長施政方針・行政報告等（平成 30 年 6 月～令和 6 年 3 月／計 17 回）

(1) H30 年 06 月定例／行政報告「文化的施設検討委員会について」	1
(2) R01 年 09 月定例／行政報告「文化的施設の建設予定地について」	2
(3) R02 年 03 月定例／施政方針・行政報告「文化的施設について」	4
(4) R02 年 09 月定例／行政報告「文化的施設について」	5
(5) R03 年 03 月定例／施政方針「まちなか再生と文化的施設」ほか	7
〃 ／行政報告「文化的施設について」	13
(6) R03 年 06 月定例／行政報告「文化的施設事業の状況について」	14
(7) R03 年 09 月定例／行政報告「文化的施設事業の進捗状況」	16
(8) R03 年 12 月定例／行政報告「文化的施設事業の進捗状況」	18
(9) R04 年 03 月定例／行政報告「文化的施設事業の進捗状況」	20
(10) R04 年 05 月臨時／所信表明（文化的施設を拠点とした施策の推進など）	21
(11) R04 年 09 月定例／行政報告「文化的施設事業の総事業費等について」	24
(12) R04 年 12 月定例／行政報告「文化的施設事業について」	26
(13) R05 年 03 月定例／施政方針（文化的施設によるまちづくり・生涯学習の拠点づくりなど）	28
(14) R05 年 06 月定例／行政報告「移動図書館車の巡回状況について」	32
(15) R05 年 09 月定例／行政報告「直接請求による住民投票条例について」	33
〃 ／行政報告「文化的施設整備事業について」	33
(16) R05 年 12 月定例／行政報告「文化的施設整備事業に係る今後の対応について」	35
(17) R06 年 03 月定例／行政報告「文化的施設整備事業の中止について」	36

R06.03.07

企画課文化的施設整備推進室

▶平成30年6月四万十町議会定例会 町長行政報告（P2抜粋）

<P1省略>

また、本町の外商推進拠点として、首都圏の多様な店舗等への営業活動を通じ、町製品の販路拡大を推進したいと考えています。

■ 文化的施設検討委員会について

本町では、文化的施設の整備について検討するため、昨年度に文化的施設検討委員会を設置し、16人の委員による計3回の協議が行われました。

委員会では、町内の既存施設の現状把握、ワークショップ形式による施設のあるべき姿の検討のほか、岡山県瀬戸内市立図書館での研修も実施され、目指すべき施設のイメージが共有化されました。

また、本年度に開催された委員会では、住民や商工会等の地域団体との総合的なまちなか活性化についての検討の必要性も協議され、文化的施設の整備にあたっては、平成30年度に基本構想、平成31年度に基本計画を策定するスケジュールの見直しが必要との結論に至っています。

このため本年度については、委員会での協議に加え、住民参加型のワークショップ等を通じて文化的施設の理念やコンセプトを作り上げていくことにより、住民の皆さまに愛着を持って利用いただける施設整備の検討に取り組みたいと考えています。

■ 小中学校の適正配置計画について

本町における小中学校の適正配置については、昨年12月、教育委員会から、児童生徒の学びを保障するための「第2次四万十町立小中学校適正配置に係る提言書」が提出されています。

これを受理した町長部局では、本年2月と4月、町長、教育長、町の管理職で組織する四万十町学校適正配置等推進本部を開催し、提言書の内容確認のほか、適正配置計画の進め方、スケジュール等の協議を行いました。

その結果、計画の策定にあたっては、保護者や地域の皆さまに児童生徒数の状況や将来推計のほか、学校の適正規模・適正配置に係る町の基本的な考え方を説明し、ご意見をいただくことが必要と判断しましたので、5月に町内8か所で地域会を開催しました。

地域会では、保育所・小学校・中学校の保護者をはじめ、地域の方々にもご参加いただき、多くのご意見等をいただいています。

今後は、これらのご意見等を参考にしながら、6月下旬までに推進本部で計画素案を策定し、7月からの各小学校校区での意見交換会のほか、児童生徒の保護者、区長会の代表者、学校長、学識経験者、公募委員等で組織する四万十町学校適正配置審議会による審議を経て、平成30年12月中の計画策定を目指します。

町 長 行 政 報 告 (P1~2抜粋)

■ 文化的施設の建設予定地について

文化的施設の整備については、昨年度に続き検討委員会で協議を進めるとともに、専門家を招いての講演会やフォーラムなどを開催し、基本計画の策定に向けて議論を深めているところであり、年内には基本計画を策定し、本年度中には公募による設計事業者の選定を行う予定です。

また、施設については、窪川市街地におけるにぎわいづくりの中核として位置付け、候補地の選定についても「文化的施設を活用したまちづくり」を踏まえて、周辺商店街への人の流れを創出するランドデザインが必要と考えています。

このため、本年 3 月には「四万十町市街地再生基本構想」を策定して市街地ごとの整備方針を示すとともに、窪川市街地内の区域別方針であるゾーニングの中で、四国八十八ヶ所霊場三十七番札所「岩本寺」や旧都築邸の周辺を「歴史・文化ゾーン」として位置付け、「旧役場庁舎跡地」を文化的施設の有力な候補地として、四万十町市街地再生基本構想に関する意見公募を行ったところです。

その結果、同構想に掲げるゾーニング等に関し、町民の皆様からの意見等はありませんでしたが、今後、文化的施設の基本計画を策定するうえで、建設予定地を明確にする必要がありますので、町としての考えと選定理由について、議会並びに町民の皆様にお示しをしたいと思います。

今回、建設予定地を決定するにあたり、これまでに複数の候補地について比較検討を行ってきましたので、その経過について、ご報告します。

まず、候補地の一つである「四万十緑林公園」については、四万十会館や窪川中学校・高校に近いという利点はあるものの、応急救助機関の活動拠点に指定されているため、災害時には敷地の大部分が拠点として必要とされることや、中心市街地からの距離もあり、車などを利用しない方には不便であるなど課題が多いことから、建設予定地には適さないものと判断しました。

次に、「窪川駅及び役場西庁舎前民有地」は、駅周辺であるため徒歩での利用については利便性が高いものの、駐車場も含めた用地の確保が大きな課題であり、建設には土地の取得費又は借地料といった多額の財政負担が発生するほか、周辺には民家も多く、施設が 3 階建て以上となる場合は日照条件等で周辺住民の皆様迷惑をかける恐れもあることから、建設予定地には適さないものと判断しました。

最後に、四万十町市街地再生基本構想の歴史・文化ゾーンに「文化的施設の

有力な候補地」として位置付けた「旧役場庁舎跡地」は、周辺に利用余地のある老朽建築物や空き地が多く、文化的施設を核とした周辺環境の発展性が高いといった利点があるほか、約 3,300 m²全てが町有地であり、施設に必要な駐車場用地も含めて十分な敷地が確保できることから、建設時における財政負担を最小限に抑えつつ、確実な事業実施が見込めるものと判断しました。

以上のことから、総合的に判断した結果、「旧役場庁舎跡地」を文化的施設の建設予定地として決定させていただくものです。

今後は、「旧役場庁舎跡地」に文化的施設を整備することを前提として施設整備計画や基本設計の作業を行い、計画の具体化に取り組みます。

■ 会計年度任用職員制度等について

この制度は、平成 29 年 5 月に公布された「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」により、新たな非常勤の職として創設されたもので、本町の臨時職員、嘱託員等が、来年度から「会計年度任用職員」に移行します。

これに必要な条例の制定・改正案は今議会に上程していますが、会計年度任用職員については、1 会計年度を超えない範囲内で任用される非常勤の職という位置付けとなっており、勤務形態については正規職員と同一の勤務時間のフルタイムと、それ以外のパートタイムの二つとなります。

また、経験年数を考慮した給料・報酬額の設定、期末手当の支給等、新たな勤務条件について現在調整中であること、今年中に広く募集を行う予定であることを合わせてご報告します。

会計年度任用職員については、これまでの臨時職員、嘱託員等と同様に本町の行政運営には不可欠となる職員であるため、できる限り勤務しやすい環境整備に努めます。

■ 高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散に係る経過及び予定等について

昭和 48 年 11 月 7 日に旧窪川町、大正町、十和村、大野見村の 4 町村で設置した高幡西部特別養護老人ホーム組合については、利用者の状況等を踏まえ、現在の構成団体である本町と中土佐町で、解散に向けた事務手続き等を協議会により連絡・調整を行いながら進めることを、先の 6 月定例議会でご報告しましたが、その後の経過等についてご報告します。

まず、本町と中土佐町の 6 月定例議会において、「高幡西部特別養護老人ホーム組合規約の変更に関する協議について」の議決をいただき、6 月 20 日に「規約の変更に関する協議書」を取り交わしました。

6 月 27 日には、同組合から高知県知事に対し、規約の変更についての許可申請が行われ、7 月 2 日の許可を受け、解散等の規定を追加した変更後の規約が施行されています。

<P1～6省略>

少子高齢化に伴う人口減少が進む中、町民の皆様が生涯にわたり安心して暮らせるまちづくりに精一杯取り組んでいきたいと考えていますが、そのためには、行政はもとより町民の皆様や企業・関係団体の皆様のご協力が必要不可欠となりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

■ 観光列車の運行について

J R 四国の観光列車「志国土佐 時代の夜明けのものがたり」が、4月18日から運行を開始します。運行日は、土日祝日のほか7月以降の毎週金曜日となっており、運行開始当日の午後2時30分からは、J R 窪川駅で出発式が行われる予定です。

J R 四国の試算では、観光列車の運行により年間約1万5千人の乗車が見込まれ、本町に多くの観光客が訪れることが期待されますので、本町では、これに合わせて、J R 窪川駅に隣接する公衆トイレの洋式化、同駅待合室への四万十ヒノキのテーブル及びイスの設置、観光列車専用パンフレットの作成を行っています。運行開始後は、来町者への「おもてなし」はもとより、公共交通を利用した「おすすめ観光コース」の提案等を積極的に展開し、地域の観光振興と活性化につながる取り組みを進めます。

■ 文化的施設について

文化的施設については、これまで文化的施設検討委員会による協議が重ねられ、本年度7回目となる昨年12月の検討委員会において、基本計画の最終案が確認されました。この基本計画案に対する意見公募手続を本年1月にかけて実施したところ、計画変更を要する内容の意見はなく、その結果については、町のホームページで公開しています。

また、これと併せて基本計画の内容で施設を整備するための基本設計業者の選定を全国公募のプロポーザル方式で行っており、2月4日に実施した書類審査による一次審査では、全18の応募者を5者に絞り込み、2月27日には公開プレゼンテーションによる二次審査を実施し、提案者の説明に町内外からの多数の傍聴者が熱心に耳を傾ける中、基本設計業者の決定を行いました。

今後は、この基本設計業者を含めて町民の皆様との対話を重ねながら、本年9月末を目途に基本設計を行い、その後に実施設計、令和3年度に着工、令和4年度に竣工という予定で準備を進めます。

▶令和2年9月四万十町議会定例会 町長行政報告（P3～4抜粋）

<P1～2省略>

国の特別定額給付金事業に対応するため、その時期を延期していました。

このたび、9月の連休中に作業を行い、9月23日から西庁舎での業務を開始します。移転先は町民課の南隣で、町民課の業務である後期高齢者医療制度の手続き等と同じフロアで行うことができるようになり、来庁者の移動の負担軽減が期待されます。

なお、東庁舎の高齢者支援課移転後のスペースには、10月から子育て世代包括支援センターを開設する予定としており、高齢者福祉サービス、子育て支援の一層の充実を図りますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

■ 四万十川ジップラインについて

十和地域の観光・交流促進を図るため、ご成婚の森から道の駅四万十とおお敷地内にかけて整備した「四万十川ジップライン」については、本年6月27日に高知県知事をはじめとする多くの関係者にご出席をいただき、無事にグランドオープンとなりました。

オープン後も各メディアで取り上げていただいたことや夏休み期間中ということもあり、8月末時点で大人が2,977人、子どもが921人、合計3,898人の利用者数となっており、当初の年間利用見込7,200人の半数を超えている状況です。今後は、閑散期と予想される晩秋から冬場にかけての季節的なイベントやサービスなどの実施を検討していきます。

また、オープンに合わせて、道の駅や周辺観光施設等との連携も行われており、本町の体験型観光の要として、更なる観光客の増加、交流人口の拡大を目指します。

■ 文化的施設について

本町の「芸術・文化の拠点」、「地域コミュニティの拠点」を目的とする文化的施設の整備スケジュールについては、先の3月定例議会の行政報告において、9月末を目途に基本設計、その後に実施設計、令和3年度着工、令和4年度竣工を予定として準備を進めるとの報告を行いました。

その後、国の緊急事態宣言による県をまたいでの移動制限等の影響もあり、基本設計業者やアドバイザーとの直接的な打合せのほか、住民対象のワークショップが開催できず、現時点では町民の皆様への施設に対する理解の深まりや、そのための情報提供が十分でない状態のため、基本設計業務については業務期間を年度末まで延長することとしています。

これに伴い実施設計業務も来年度に着手する方向となり、当初の予定から半年以上の遅れが想定されますので、その後のスケジュールについても、着工は

令和4年度以降、竣工は令和5年度以降となる見込みですが、議会や町民の皆様の十分な意見をいただきながら慎重に進めます。

本年9月以降の取り組みとしては、運営方法等を示すサービス計画を策定して具体的なイメージを町民の皆様にお示しさせていただくとともに、文化的施設の必要性や役割などについて町民の皆様の理解を深めていただくため、住民説明会や勉強会、ワークショップ等を精力的に開催したいと考えています。

■ ファミリーサポートセンターについて

本年7月、安心して子育てができる地域を目指し、四万十町ファミリーサポートセンターを開設しました。

同センターは、子育ての手助けをしてほしい方と子育てのお手伝いをしたい方が会員となり運営される育児支援のネットワーク組織で、会員同士の引き合わせや調整を行う業務を四万十町社会福祉協議会に委託して行います。

8月現在の会員数は10名となっており、今後は、利用しやすいセンターとなるよう、制度の周知等を行いながら会員数の増加等に取り組むとともに、子育て世代包括支援センターとファミリーサポートセンターの適切な運営により子育てしやすい町となるよう、職員一丸となって取り組みます。

施政方針

平成26年4月の就任以降、これまで7年間にわたって町政を担当させていただき、令和3年度が2期目の最終年度となります。この間、就任以来一貫して、私の公約であります「人材育成」、「子育て・教育・福祉の充実」、「移住・定住促進」、「地場産業の振興と起業支援」、「町民の命と財産を守る防災対策」、「町の賑いの創出」などを行政施策の中心に捉え、常に全力で町政を推進してきました。

これらの施策推進にあたっては、多くの関係者や町民の皆様の前向きな取り組みとご尽力により、目標に向かって動き始めています。

令和3年度は、2期目の集大成の年として位置付けており、ここにこれまでの施策分野ごとの実績等について評価・考察するとともに、令和3年度において特に重点的に推進する項目について、その所信の一端を述べさせていただきます。

▶振り返り

はじめに就任以来の取り組みと、その主な成果についてご説明します。

<人材育成>

公約の大きな柱として位置付けた「人材育成」では、平成28年に人材育成推進室を設置、その翌年には人材育成推進センターとして機能を強化し、四万十町人づくり戦略に基づき「未来塾」、「四万十塾」、「産業振興塾」の3つの柱を中心に、「高校応援大作戦」や「ビジネスプランコンテスト」の実施、「農業者ネットワーク」の設立など、人材の確保・育成とネットワークづくりを進めてきました。その結果、町営塾「じゅうく。」への登録者・通塾者数の増加や大学進学者の増加といった実績をはじめ、ビジネスプランコンテストへの応募数の増加やプランの実現に向けた動き、さらには中山間地域の暮らしや産業を守り次世代へと引き継ぐための、地域産業の担い手や地域リーダーの育成を支援する活動も着々と進めているところです。

<子育て・教育・福祉の充実>

子育て支援分野では、ファミリーサポートセンターや子育て世代包括支援センターの開設、各種支援制度の充実や環境整備等により、出生数の増加に繋がる取り組みや子育て・教育環境の充実を図ってきました。また、健康推進分野では、町民の皆様の健康増進対策として「健康ウォーキング」を導入し、町民自らが健

康づくりに努めていただくことで、生活習慣病の予防や介護予防による「健康寿命」の延伸対策を進めています。さらに高齢者福祉分野では、高齢者支援の充実を図るため高齢者支援課を設置したほか、自立した在宅生活を送ることが困難又は不安な低額所得高齢者が、安心して生活するための「高齢者安心生活支援住宅」を平成 28 年度に整備するとともに、在宅介護手当の支給額の引上げや対象要件の拡充など、在宅介護の推進とあわせて、高齢者の自立支援や介護予防等を進めてきたところです。

<町の賑いの創出>と<移住・定住促進>

本町の強みを生かしたにぎわいの創出として、移住定住促進では、都市部の方の相談窓口として平成 30 年に「四万十町東京オフィス」を開設し、四万十町の PR や四万十町出身者を含めたファンコミュニティの育成など、移住者の増加につながる取り組みを進めてきました。その結果、移住実績は令和元年までの過去 5 年間で、445 組 625 人となっているほか、農業を職業とする移住もあり、新規就農者の増加にも繋がっているものと考えています。

また、観光振興面では、県の観光キャンペーンと連動した自然体験型観光を推進し、町内の観光資源の磨き上げと受け入れ体制の拡充を進めており、道の駅四万十とおわに隣接して整備した「四万十川ジップライン」では、昨年 6 月のオープンから 8 か月で利用者 1 万人を達成したところです。

このような成果は、四万十川をはじめとする豊かな自然環境や資源といった本町の強みを生かし、効果的な情報発信や町単独による移住イベントの開催、さらには町内における受入れ施設の整備を進めてきた成果であると考えています。また、平成 28 年度から開始した「若者定住促進支援事業」や「家族支え合い居住支援事業」といった補助制度は、合わせて毎年 30 件程度の活用実績となっており、世代間の支え合いによる家族の絆づくりや、若者世代を中心とした定住に繋がっているほか、新築住宅の着工戸数にも好影響を与えているものと考えています。

<地場産業の振興と起業支援>

地場産業の充実・発展に関する施策では、就任以来、取り組みを進めてきた「ふるさと納税」の寄附金も年々増加し、令和 2 年度の寄附額は 14 億 5 千万円を見込んでいます。また、これを原資とした基金を財源として「ふるさとの未来を担う子ども支援」など、新規事業や既存事業の拡充などに有効活用しており、本町にとって貴重な財源となっているほか、町内の返礼品取扱い事業者数は、平成 27 年度の 44 事業者から令和 2 年度には 72 事業者へ、返礼品も 200 品目から 400 品目へそれぞれ増加しており、地場産業の発展や地域経済への波及効果にも繋

がっています。

さらに地産外商の推進では、平成 30 年度に地産外商室を設置し、首都圏及び関西圏への販路拡大や地域商社の育成、商品力の向上など町内 30 余りの事業者に対する支援や協力に取り組んできました。その結果、平成 30 年度から令和元年度までの 2 か年で取引件数 274 件・取引金額 9,200 万円余りの販路拡大に繋がったほか、商品力の向上においては個別セミナーを開催し、商品のパッケージデザインや使用する原料の変更を行うなど、商品の磨きあげを支援しています。加えて、令和 2 年度からは、外商ニーズに基づき高収益が期待できる新規作物の試験栽培を行い、一定の評価もいただいていることから、今後は町内での栽培が定着し、作付けの拡大に繋がられるよう関係機関とも連携し取り組んでいきます。

また、コロナ禍において商談会など販路拡大の機会がなくなり厳しい状況の中でも、インターネット環境を活用したウェブ商談など、新たな生活様式に沿った商談の機会づくりに努めています。

<町民の命と財産を守る防災対策>

防災対策では、喫緊の課題として取り組んでいる沿岸部の津波避難対策において、避難広場などのハード整備は一定完了の見通しとなっており、現在、避難行動要支援者の避難対策に取り組んでいます。また、災害対応で最も重要となる避難所対策においては、感染症への対応も含めた環境整備を地元の自主防災組織とともに検討を行い、充実を図っています。このほか、平成 26 年の窪川市街地における浸水被害や、西日本豪雨等を教訓とした風水害・土砂災害への対策も推進し、様々な災害から町民の命と暮らしを守る取り組みを進めてきました。

<課題の検証と改善>

以上がこれまでの主な取り組みや成果となりますが、その中には「四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で目標としていた年間 100 人の出生数が、様々な施策を講じてきたにも関わらず計画策定後に一度しか達成できていないなど、成果に結びついていないものもあります。また、吉見川浸水対策のように当初予定していた事業の一部が実施困難となり、十分な浸水対策に至っていないといった状況もあります。このような課題に対して、前例や固定観念にとらわれず、新たな視点と発想で検証・改善し、それぞれの施策が一体となった政策として機能することで、今後の具体的な取り組みに繋がりたいと考えています。

▶令和 3 年度の重点項目

続いて、令和 3 年度において特に重点的に推進する項目について、私の考えを述べさせていただきます。

<新型コロナウイルス対応>

1年前、多くの人々が想定し難かった新型コロナウイルス感染症の蔓延。世界中で猛威をふるい、本町においても町民の皆様のご生活や経済に大きな打撃を与えるなど、この1年は「コロナ対策」の名のもと感染症対策や生活支援・事業者支援といった「守り」の1年となりました。一方、このような状況においても、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた準備を進めてきましたが、令和3年度にはこれらを着実に実行し、一歩ずつではありますが前に向かって進んでいかなければなりません。そのためには、これまで講じてきた「守り」はもちろんのこと、いわゆる「ウィズコロナ」や「アフターコロナ」と言われる、新たな生活様式や働き方といった変化に対応していく「共存」、さらには本町の強みを生かした「攻め」へと転じていく必要があります。

<移住・定住促進>

数多くの出版物を手掛ける「宝島社」が毎月発行している雑誌「田舎暮らし」の中で、「2021年版住みたい田舎ランキング」が発表されました。その中の「町部門」において、240自治体中、本町は「若者世代が住みたい田舎部門」で第3位、「子育て世代が住みたい田舎部門」で14位、「シニア世代が住みたい田舎部門」と「総合部門」でそれぞれ7位を獲得するなど、田舎暮らしを求める方々から高い評価を得ています。

このように、コロナ禍を契機として、リモートワークによる働き方や働く場所・生活拠点の変化など、地方の重要性が改めて見直され注目を浴びる中、この契機を「好機」として捉え、移住促進策の更なる推進を図っていきたいと考えています。

また、移住に繋げるための「関係人口」の創出も非常に重要となることから、観光分野では四万十川をはじめとする豊富な観光資源を最大限に生かし、本町への誘客や町のPRに繋げていきたいと考えています。そのためには、コロナ禍における受入体制をしっかりと構築した上で、タイミングやターゲット等を的確に見極めながら、より効果的な施策の推進に努めていきます。さらにこれらの取り組みが、本町の課題である担い手不足や事業承継といった「人材の確保」や「移住」にも繋がるよう、関係各課による横断的な取り組みや、関係機関との連携により一体的に取り組めます。

また、移住施策はこの町の存続を賭けた「定住」への橋掛けに過ぎません。生まれた時からこの町で暮らしている方々も含め、町民の皆様のご満足度が向上し、そのことが「定住」へと繋がり“このまちに住んで良かった”と感じていただくためには「生活環境」が重要となってきます。そのためには「住環境の整備」

をはじめ「子育て支援・教育環境の充実」、「医療・福祉体制の充実」、「就労の場の確保や労働環境の改善」、さらには「デジタル化への対応」など、きめ細かな生活環境の整備に努め、それぞれの施策が一体的な政策となり、更なる「定住」へと繋がるよう推進します。

<人材の確保と育成>

定住を進めていく上で重要となるのが「人材の確保と育成」です。

四万十町人づくり戦略の基本理念である「わがまち四万十町を愛し、わがまち四万十町の元気をつくる人財の育成」を実現するためには、地域で自ら挑戦し、地域を元気にする人材を育成することが重要であり、そのことがこの町の新しい可能性を拓き、未来を支える基盤づくりへと繋がっていきます。

そのためにまず重要となるのが「人材の確保」です。我が国にとって大きな問題となっている人口減少に加え、本町では保育や医療・福祉現場における専門職や労働力が不足し、さらには農林水産業や商工業といった分野での後継者や担い手不足、事業承継といった課題が顕著に表れてきており、早急な対策が求められています。人口減少という単純な切り口ではなく、今この町に「どのような人材が求められているのか」また、「必要な人材をいかに確保していくのか」について、関係各課が連携しながら積極的に取り組んでいきたいと考えています。

その上で、子どもたちの郷土愛を育むための「ふるさと教育」や、子どもたちの未来への投資に繋がる教育環境の充実、さらにはこの町の産業を興し支えていくために必要な「学ぶ場」の提供や「ネットワークづくり」を通じて、定住に繋げる施策を強力に進めます。

<まちなか再生と文化的施設>

移住定住を促進し、人材育成とネットワークづくりを進めていくためには、この町への人の流れとまちなかを中心としたにぎわいが重要であり、そのためには窪川・大正・十和地域それぞれの市街地の再生と、これらを結ぶ拠点整備が必要となります。

これまでもご説明申し上げてきたとおり、本町では「文化的施設」の整備に向けた取り組みを進めてきましたが、この施設を図書館や美術館機能だけの単なる社会教育施設として整備するのではなく、コミュニティ機能を持たせることで、施設が町民の皆様の課題解決の場となり、さらには町の将来を担う“子どもたちの未来への投資”として、地域間交流や生涯学習を通じ、人々が集い知識や人脈を築いていくことができる「まちづくり」の拠点となるよう整備を進めます。

また、そのための組織体制として、これまで教育委員会で担ってきた文化的施

設の整備を町長部局で所管することとし、企画課内に「文化的施設整備推進室」を設置し重点的に取り組みます。

さらには、文化的施設を一つの核として、窪川市街地の「まちなか再生」にも取り組むとともに、大正・十和地域では、それぞれ「市街地再生計画」を策定し実行していくことで、各地域の市街地再生と四万十町が一体となったまちづくりを進めます。

<SDGsの取組>

社会的・国際的な課題として忘れてはならない視点が「^{エス・ディー・ジーズ}SDGs」です。国連で採択された持続可能な開発目標として17のゴールが掲げられ、2030年までに持続可能な未来を達成することを目指すもので、官民連携のもと各分野での取り組みが進められています。本町でも「第2期四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との一体的な推進を掲げ、取り組みを進めているところですが、SDGsの推進は、本町が抱える様々な分野の課題に直結し、また解決にも繋がっていくものと考えています。特に本町が取り組みの第一歩として進めている「食品ロス」をなくす取り組みは、自然豊かな本町の環境問題のみならず、産業や経済といった様々な分野の課題解決に繋がります。さらに人権問題や健康と福祉・教育といったそれぞれの目標を達成することが、「住み続けられるまちづくり」へと繋がっていきます。

“誰一人取り残さない…” SDGsの基本理念は、町民一人ひとりのもとより、我が町のことだけを考えるのではなく、こういった大きな視点での取り組みや政策を実現していくことで、全国に誇れる“四万十町ならではのまちづくり”を進めたいと考えています。

▶終わりに

以上、令和3年度の町政運営にあたり、特に重要な点について私の考えを述べさせていただきました。これに基づく当初予算案の概要につきましては、後ほど提案理由としてご説明いたしますが、冒頭でも申し上げたとおり令和3年度は、新型コロナウイルスへの「守り」を徹底しつつ、コロナとの「共存」、さらには本町の強みを生かした「攻め」へと転じる時でもあります。

そのためには、様々な場面・局面で潮流をしっかりと見極めながら、新時代にあふさわしい新たな視点と戦略により、町民の誰もが“四万十町に住んで良かったと思えるまちづくり”に向けて精一杯取り組みます。

▶令和3年3月四万十町議会定例会 町長行政報告（P9抜粋）

<P7～8省略>

■ 四万十川桜マラソンについて

昨年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止された四万十川桜マラソンについては、現在、四国では同感染症の感染拡大が落ち着きを見せているため、参加者を四国在住の方に限定して十分な感染症対策を行ったうえで、本年3月28日に第13回大会を開催することが決定され、参加者の募集が行われました。最終的には1,468人のランナーから申込みいただき、当日に向け準備を進めています。

しかし、同大会実行委員会では、開催日までに感染者数が大幅に増加するなど開催が困難となった場合は、オンライン形式による大会に切り替える方針が決定されています。

コロナ禍にあえて開催することについては、反対を含めて様々なご意見がありました。明るい話題を四万十町から発信したいとの思いから、役員会や実行委員会で慎重に協議し、決定させていただいたところです。

町民の皆様におかれましては、ボランティアや感染予防に配慮した応援等へのご協力をお願い申し上げます。

■ 文化的施設について

平成29年度から取り組んでいる文化的施設の整備について、本年度は、基本設計業務とサービス計画策定業務を中心に準備を進めてきました。

コロナ禍により町民の皆様への説明時期が遅れましたが、本年の1月と2月には町内7会場で住民説明会を開催し、現状説明と意見交換を行いました。

これらの説明会にご参加いただいた皆様からは、職員体制や運営方法に関するご提案、整備費用やランニングコストを心配するご意見、十和地域の読書環境の現状など、多くの貴重なご意見をいただきましたので、これらのご意見を踏まえて今後の取り組みを進めます。

また、この文化的施設については、「図書館・美術館の機能」と「市街地の再生とまちづくりの拠点としての機能」を併せ持つ施設となりますので、令和3年度以降は、町長部局に「文化的施設整備推進室」を設置し、その整備に向けて町として一体的に取り組み、町民の皆様には、今後も引き続き十分な情報提供を行ってまいります。

なお、基本設計の完了が年度末になったため、実施設計業務や進入路拡幅に伴う用地補償費等の予算は、令和3年度中の補正予算計上を予定しています。

<P1～2省略>

■ 文化的施設整備事業の状況について

文化的施設整備事業については、これまで生涯学習施設を所管する教育委員会の生涯学習課が主体となって進めてきましたが、施設の大きな目的である「まちづくり」や「まちなか再生」といった視点での取り組みを実現するとともに、役場内や関係機関との連携を更に深めるため、本年4月から企画課内に「文化的施設整備推進室」を設置し、推進体制をより一層強化しています。

本事業の現状について、まずハード面の施設整備では、平成30年度から令和元年度に策定した基本構想と基本計画を基に、プロポーザル方式で基本設計の委託先を選定し、本年3月末に基本設計が完成しています。建物は、メイン棟、アプローチ棟、線路棟と呼ばれる3つの棟で構成され、延床面積は2,028㎡となっています。このうち、図書のメインスペースやアートギャラリーといった主要な機能が入るメイン棟については、収蔵物の保管や災害時に貴重な資料を保護する観点等から、主に鉄筋コンクリート及び鉄骨造となっています。また、その他2棟については、町産材利用促進の観点から木造としており、施設全体でも最大限の木質化を図ることとしています。事業費については、平成29年度から令和5年度までの7年間で、計画策定や事務費等も含めて15億6,400万円余りを見込んでおり、その財源については合併特例債の活用を見込んでいます。なお、この事業費には今後の測量設計等により算出される補強工事費や周辺整備・景観工事費等が含まれていないため、周辺環境等の一体的な整備と財政負担の圧縮に向けて引き続き精査しながら、検討していく必要があります。

次にソフト面では、コロナ禍の影響で昨年度は実施が不十分であった町民の皆様へのご説明や対話に重点を置き、「これまでの振り返り」や「施設の位置付け」、「基本設計の概要」や「事業費と財源」、「今後の作業手順」等について、区長会や各種団体等に出向いてご説明させていただいたところであり、今後は、サービス計画の概要についてお知らせしていく予定です。

また、本事業に対する動きとして、四万十町文化的施設建設反対運動実行委員会から、町民の署名が添えられた「文化的施設建設反対の嘆願書」をいただいています。主な内容としては、将来的な人口や高齢化等の見通しを踏まえた建設費や維持管理費等の規模と建設の必要性、並びに建設予定地等に関し、建設計画の中止若しくは見直しを求めるもので、私としてもその内容を真摯に受け止めているところです。しかし、これまでも一貫してご説明申し上げてきたとおり、改めて文化的施設が未来に向けてのまちづくりの拠点として、四万十町にとって必要不可欠な施設と考えており、代表者の方には直接面会し、文書による回答とあわせてご説明申し上げたところです。

なお、これまでに策定した基本構想や基本計画、基本設計等を踏まえ、今後整備を進めていくにあたって町民の皆様のご意見を伺うため、6月14日から7月末にかけて意見公募手続を行う予定です。

また、同じくソフト面の取り組みとして、昨年度から2か年計画で作業を進

めている「サービス計画」については、基本構想や基本計画で示した文化的施設で、提供するサービスの「基本的な考え方」と「具体的な実行計画」を示すもので、「図書館機能」「美術館機能」「展示機能」「コミュニティ機能」の4つの機能を活用して、何ができ、どのようなことが実現できるのか、町民の皆様が具体的にイメージできるよう示していきたいと考えています。現在は、昨年度にまとめた骨子案を基に計画素案を作成中であり、今回実施する意見公募手続に関する説明資料においても一定お示ししていますが、12月末には最終案を決定し、改めて意見公募手続を行う予定です。

このような手続きを経て、本年9月の議会定例会には、建設に係る実施設計及び用地関連の予算を計上させていただき予定で進めていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

■ 四万十町森林組合の不適切事務処理について

本年5月11日の高知新聞の報道等にもありましたが、四万十町森林組合が高知県及び本町の補助事業を活用して実施した「森林作業道整備事業」において不適切な事務処理が判明したため、補助金の返還を求める事案が発生しました。

この補助事業については、平成30年度と令和元年度に、同組合が森林所有者からの依頼を受けて町内6か所の作業道を整備したのですが、当該補助金の交付後、組合と下請業者との間で交わされた覚書に基づく経費について疑義が生じ、昨年11月から県による調査が行われた結果、一部に補助事業費として認められる根拠を証明する書類がなかったことから、適正な補助金額を再算定して差額の返還を求めたものです。

県の補助金については4月23日までに返還されましたが、町の補助金については、その額の算定手続き上、県の返還決定後に町の返還額が確定するため、5月7日に補助金額を再算定して交付決定の一部を取り消し、同日付けで返還命令を行いました。この返還額に四万十町補助金等交付規則に基づく年10%の加算金を加えた総額6,642,286円については、5月21日までに本町の公金口座への入金を確認しています。

また、県が4月に実施した緊急実態調査では、ほかに同様の事案はないとの結論が出されましたが、様々な補助事業等で同組合との関係がある本町としては、今回の事案を重く受け止め、6月2日付けの文書で同組合に対して再発防止を柱とする嚴重注意を行うとともに、組織として法令順守の強化策など組合側の自主的な対応についても確認し、これらを踏まえた業務改善計画について、6月末を期限として提出を求めたところです。今後も引き続き、適切な補助事業の実施について、なお一層の助言と指導を行っていきます。

▶令和3年9月四万十町議会定例会 町長行政報告（P2～3抜粋）

<P1省略>

現時点で本町に配給されているワクチンの数量は、高知県が上限として見込んでいる「医療従事者接種を除く全接種対象者の約90%」にあたる26,520回分で、10月末までの予約分が確保されており、これを超える部分については、県と調整することになります。

本町としては、現在の非常事態の収束にはワクチン接種が有効な手段と考えており、積極的にワクチン接種を勧めます。接種を希望される対象者には、10月末までに2回接種が完了するよう9月12日までの予約をお願いし、その状況に応じてワクチンの確保等に努めます。

なお、本町における集団接種は10月末までの実施とし、11月以降の個別接種については、12歳到達者の接種を中心とした接種体制を構築する予定です。

■ 町道大道日吉線の山手崩壊

本年7月の集中豪雨により、町道大道日吉線の口大道集会所から約200m上流付近で、延長約30m、高さ約70mの大規模な山手崩壊が発生し、同月29日から40日間の全面通行止めとしていました。

被災後は、現場付近に仮設歩道を設置し、下津井地区を迂回する臨時送迎便を定期運行しており、8月20日には路面の崩土除去が完了しています。しかし、引き続き落石等のおそれがあったため全面通行止めを継続し、仮設防護柵を設置した後の9月6日午後にこれを解除したところです。

現在は、時間規制によって、仮設防護柵設置の際に仮移設した水道管の本移設を行っており、続けて破損しているガードレールの設置工事を行い、通行制限は解除となる見込みです。

今後は、11月に予定されている公共土木災害復旧事業の査定を受けて早期復旧を目指しますが、工事期間中は地域の皆様にご不便をおかけすることとなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

■ 文化的施設整備事業の進捗状況

文化的施設整備事業に関する町民及び各種団体の皆様との意見交換等については、経過等の「説明」に重点を置いてきたこれまでの進め方からステージを進め、「意見交換」の場となるよう進めています。

8月7日に予定していた建設予定地での現地説明を兼ねたイベント「四万十駄場フェス」は、天候不良により中止としましたが、同月の4日と8日には、事業実施にあたり特に影響が大きいと思われる建設予定地周辺にお住まいの皆様や事業所等の方々を対象に意見交換会を開催しています。

また、意見交換が主たる目的ではありませんが、小学3年生から高校生までを

対象に「意見公募手続体験」や「ロボット・プログラミング」のワークショップを開催し、子ども達を通じて保護者の皆様にも文化的施設のことを考えていただく場の提供に努めています。

続いて、本年6月14日から7月30日までの間に実施した意見公募手続の結果を報告します。

この意見公募は、町民の皆様には「本事業に関する意見や質問」、「実施設計及びサービス計画に対する意見や提案」を伺うために実施したもので、計15名・46件のご意見等をいただきました。ご意見等をいただいた皆様には、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

ご意見等を整理した結果、件数では「賛成」及び「どちらかといえば賛成」が33件・72%で、「その他」を除き「反対」及び「どちらかといえば反対」は8件・17%となっており、その大半が文化的施設の整備に関し前向きなご意見等となっています。また、人数で見ても大半の方が、文化的施設の整備に関し前向きなご意見やご提案となっています。なお、件数等については、整理・回答しやすくなるよう便宜上区分していますので、詳しくは町ホームページ及び閲覧所等でご確認をお願いします。また、これまでの取り組み等については、広報紙やケーブルテレビのほか、ホームページやフェイスブックなど各種ウェブサービスでもお知らせしています。

続いて、サービス計画の策定状況を報告します。

サービス計画とは、文化的施設で提供するサービスの「基本的な考え方」と「具体的な実行計画」を示すもので、「図書館」「美術館」「展示」「コミュニティ」の4つの機能を活用して「何ができ、どのようなことが実現できるのか」、その運営体制等を含め施設運営に必要な不可欠な計画です。

サービス計画の策定については、令和2年度からの2か年計画で、施設の設計と並行して作業を進めており、本年8月には素案として取りまとめています。

この素案については、施設の基本構想や基本計画の策定に携わっていただいた元文化的施設検討委員会委員との間で、基本構想等がしっかりと反映されているかなどの視点で意見交換会を行うとともに、施設の運営に大きく関係する教育委員会、社会教育委員会、図書館協議会、美術館運営審議会及び文化財保護審議会の各附属機関等にも意見を伺っています。

これらの結果、元文化的施設検討委員会委員の皆様とは9月以降も引き続き意見交換の場を設けることとなったほか、教育委員会や附属機関等とも歩調を合わせながら、本年12月の「サービス計画案」策定に向け、今後も引き続き協議や調整を重ねていきたいと考えています。

なお、今回の議会定例会には、一般会計補正予算として、施設建設に係る実施設計委託料や用地取得費等を計上しており、今後は令和6年度の開館に向けて具体的な施設整備に着手したいと考えていますので、ご理解のほどお願いいたします。

<P1～2・5省略>

■ ネット販売推進事業の今後の取り組み

本町では、コロナ禍においても安定した需要が期待できるインターネットによる特産品等販売を促進するため、新たな補助制度を設け、町内事業者で構成される「四万十町ネット販売推進協議会」の取り組みを支援しています。

同協議会は、町からの補助金交付決定を受けて本年4月から共同販売事業を開始していましたが、参加事業者への事業説明等が十分に行われていないなど運営上の課題が浮き彫りとなり9月以降は事業を休止しています。

補助事業が休止したことについては、指導すべき立場にある町としての責任もありますので、関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後の事業については、速やかに事業者間の協議や運営方法の見直しなどを行い、しっかりと成果に結び付く事業となることを確認したうえで、来年2月事業再開に向けて取り組みます。 の

■ 地域プロモーションアワード2021大賞受賞

地域プロモーションアワード2021は、全国の地方公共団体と民間企業等で構成される一般財団法人地域活性化センターが自治体の優れたパンフレットや動画を表彰するものです。同アワードは、地域の魅力を国内外に発信する活動の一助とすることを目的としており、今回はパンフレット部門に109点、動画部門に143点の応募が寄せられました。

11月19日に各賞が発表され、パンフレット部門の大賞では本町の「シメントチョウ シアワセブック」が、動画部門の大賞では青森県大鰐（おおわに）町の「家族のかたち、大鰐のくらし」がそれぞれ受賞しています。

本町の受賞理由としては、デザインワークの良さが着目され、モノや人の魅力を引き出す写真の美しさやレイアウトが巧みで、ページを開くごとに目を楽しませるリズムが素晴らしいなど、審査員の高い評価を受けたものです。

今回の受賞作品は、同センターの機関誌やホームページなどで紹介されますので、多くの方々に本町の魅力をPRできることが期待されます。

今回の受賞については、本町のまちづくりや地域で暮らす方々の魅力が評価されたものであり、今後の移住定住施策の励みとして、より一層の施策の推進につなげたいと考えています。

■ 文化的施設整備事業の進捗状況

先の9月議会定例会では、施設に係る実施設計委託料や用地取得の予算をはじめ、建築工事費などを含む令和3年度から令和5年度までの継続費の設定について議決をいただきましたので、現在は、旧役場本庁舎跡地への施設整備に向けた作業を進めています。

まず、文化的施設で提供するサービスの基本的な考え方と具体的な実行計画をお示しするサービス計画の策定については、令和2年度から2か年計画で施設の設計と一体的に進めており、このたび「サービス計画(案)」として取りまとめたところです。

この計画案の作成にあたっては、町の関係機関や各種団体、さらには元文化的施設検討委員会委員の皆様にもご意見を伺ったほか、図書館・美術館の利用者や町内の学生・保護者、さらには町民の皆様を対象とした無作為抽出のアンケートを実施し、ご意見をいただいています。ご協力をいただいた皆様には、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。なお、アンケート結果については、町ホームページ等で公表する予定としており、今後は12月24日から1月24日にかけて意見公募手続を行い、皆様のご意見をお伺いしたうえで、来年3月の計画策定を予定しています。

次に、施設本体の実施設計については、本年6月から7月にかけて実施した意見公募手続のほか、意見交換会等でのご意見なども踏まえ、基本設計からの変更点について協議し、施設の構造等に関する主要部分の決定をさせていただきました。今後は、本格的な実施設計の作業に着手し、来年10月の設計完成と同年12月議会定例会への本体建設工事費の予算計上を予定しており、令和6年度中の開館を目指して事業を進めていきますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。

■ 小中学校適正配置計画の推進

第2期四万十町立小中学校適正配置計画に基づく小学校の統合については、統合時期を令和7年4月以降とする方針の見直しについて、9月議会定例会でご報告させていただきました。

このことについては、統合対象校区の皆様にも説明する必要がありましたので、9月末から各校区で説明会を開催し、令和9年度までの推計児童数もお示したうえで、改めて統合の必要性等をご説明させていただいたところです。

説明会では、統合の準備を進めようとする動きがある一方、署名活動を含め存続を強く要望する動きなどもあることから様々なご意見をいただきました。

適正配置計画は、子どもたちの教育環境を第一に考えた計画ではありますが、小学校は地域コミュニティの重要な役割も有しているため、保護者や地域の方々の合意が得られるよう丁寧な協議を進めます。

各校区の皆様におかれましては、適正配置計画の趣旨をご理解いただき、今後子どもたちのことを最優先にご協議いただきたいと考えていますので、ご協力をお願いします。

▶令和4年3月四万十町議会定例会 町長行政報告（P3抜粋）

<P1～2省略>

■ 文化的施設整備事業の進捗状況

はじめに、令和2年度から2か年をかけて、施設本体の設計と一体的に進めてきた「サービス計画」の進捗状況について説明します。

サービス計画は、文化的施設で提供するサービスの「基本的な考え方」と「具体的な実行計画」を示すもので、「図書館」「美術館」「展示」「コミュニティ」の4つの機能を活用して「何ができ、どのようなことが実現できるのか」、その運営体制等を含め施設運営に必要な計画となっています。

本計画の策定にあたっては、これまでに町民の皆様をはじめ、議会や附属機関、関係団体等の皆様との意見交換会を重ねてきたほか、昨年12月24日から本年1月24日にかけて四万十町意見公募手続条例に基づく意見公募を行ったところです。その結果、サービス計画全体の各項目にわたって3名・24件のご意見等をいただきました。ご意見等をいただいた皆様には、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。なお、件数等については、整理・回答しやすくなるよう便宜上区分したものですので、詳しくは町ホームページや閲覧所等でご確認ください。

現在、いただいたご意見やご提案をもとに、施設本体の設計とも調整を図りながら計画の修正作業を進めており、本年度末には決定・公表し、可能なものについては本年4月から順次、サービスを提供していく予定です。

続いて、「設計」作業の進捗状況について説明します。施設本体の設計については、昨年11月から実施設計に着手しているところですが、サービス計画と一体的に進める必要があることから、この間、本年3月末の決定に向けて作業を進めているサービス計画との調整を重ねてきたところです。その結果、基本設計からの変更点として、本体の形状についてはおおむね決定し、外構については中庭や駐車スペース等の最終調整を行っているところですが、その内容については、本日予定されている議会全員協議会において説明させていただくとともに、町民の皆様にもチラシやホームページ等を通じて公表させていただく予定です。

なお、今後は具体的な実施設計作業に着手し、本年12月の議会定例会にて施設本体の建築工事費等を計上させていただく予定としており、また、開館時期については、これまでお知らせしてきたとおり、令和6年度中の開館に向け進めているところですので、引き続きご理解のほどよろしくお願いいたします。

町 長 所 信 表 明

本日ここに、令和4年第2回四万十町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多用中にも関わらずご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、ご案内のとおり去る4月5日に告示されました四万十町長選挙におきまして、引き続き今後4年間の町政を担当させていただくこととなりました。改めて、四万十町長としての責任の重さを実感しているところでございますが、ここに3期目となります町政運営の所信を申し述べさせていただきます。

平成26年4月からの二期8年間を振り返りますと、就任から間もない平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、国や県が策定いたしました戦略をもとに、本町におきましても四万十町「人口ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策と地方創生に取り組んでまいりました。

その中でも特に「人材育成」、「子育て・教育・福祉の充実」、「移住・定住促進」につきましては、まちづくりを推進していくために欠かすことのできない施策として、国や県とも歩調を合わせながら職員一丸となって取り組んでまいりました。こうした施策が評価され、平成29年11月には、地方自治法施行70周年記念式典におきまして、「地方自治功労者総務大臣表彰」を拝受いたしました。これら施策の推進にあたりましては、議員各位をはじめ町民の皆様から温かいご指導・ご提言を賜り深く感謝申し上げます。

これらの施策に取り組んできた結果、公約の大きな柱として位置付けた「人材育成」では、町営塾「じゅうく。」の開設をはじめ、ビジネスプランコンテストの開催といった起業創業の推進、地場産業の担い手や地域リーダーの育成を支援する活動なども進めてまいりました。

また、「子育て・教育・福祉の充実」では、ファミリーサポートセンター・子育て世代包括支援センターの開設や、各種支援制度・教育環境の充実等を図ってきたほか、高齢者福祉分野では、在宅介護の推進とあわせて、高齢者の自立支援や介護予防等を進めてきたところでございます。

さらに「移住・定住促進」では、四万十川をはじめとする本町の強みを生かした積極的な情報発信や観光振興のほか、ふるさと納税を通じた関係人口の創出、さらには移住・定住へと繋がるための支援制度や住宅施策の充実など、移住定住対策の取り組みを積極的に進めてまいりました。その結果、平成26年の就任時と比較しますと、移住者や新規就農者は増加傾向にあり、各地域や産業分野の担い手も生まれてまいりました。

こうしたことから、3期目におきましては、第2次四万十町総合振興計画（後期基本計画）で掲げる「目指すまちの将来像」に向け、3つの基本方針をベースに、これまでの好循環の兆しをしっかりと継承・発展させつつ、本町の課題を克服し、更なる発展と活性化、にぎわいの創出に向け、新たな取組にも着手してまいりたいと考えております。

具体的には、主に「事業承継の推進」や「農山村地域への若者の定住促進」と「災害に備えた“命を守る”対策の推進」でございます。

まず1点目の「事業承継の推進」につきましては、これまで進めてまいりました起業・創業支援に加え、人口減少や後継者不足が進む中、新たな課題となっております各分野における事業承継につきまして、親族等による承継だけでなく、移住・定住も見据えた第三者承継も含め積極的に推進してまいりたいと考えており、国や県のサポート体制や助成制度に加え、町独自の仕組みづくりも検討していきたいと考えております。

続いて、2点目の「農山村地域への若者の定住促進」では、**文化的施設**を拠点とした街中のにぎわい創出を進める一方で、まちづくりの要となる各集落や周辺地域における担い手の確保と集落機能の維持活性化に向け、子育て支援や住宅施策を中心に、農山村地域への若者の定住促進を図ってまいりたいと考えております。

また、3点目の「災害に備えた“命を守る”対策の推進」では、「災害犠牲者ゼロ」を目指し、津波浸水区域における避難行動要支援者の避難対策や、土砂災害を防止するための急傾斜地対策を行うなど、町内全域にわたって町民の皆様の命を守る対策を進めてまいります。

その他にも、道の駅めぐり窪川周辺に、観光客等の一時的な避難場所としての機能を備えつつ、高知自動車道から町内への着地・誘導を図るための「オアシス風観光交流拠点の整備による地域観光の推進」を進めるほか、「**文化的施設**を拠

点としたコミュニティの醸成と芸術・文化の推進や街中のにぎわいの創出」、さらには「自然体験型教育の推進」といった取組も進めてまいりたいと考えておりますが、具体的な施策等につきましては、次回以降の町議会定例会におきまして順次お示ししたいと考えております。

なお、施策の推進にあたりましては、まちづくり基本条例にもありますとおり、町民の皆様の参画による議会・行政との「協働によるまちづくり」を進めていくことがこれまで以上に重要となってまいりますので、引き続き議員の皆様、町民の皆様のご支援・ご協力を賜りますよう心よりお願いを申し上げます、私の所信とさせていただきます。

▶令和4年9月四万十町議会定例会 町長行政報告（P2～3抜粋）

<P1省略>

本年6月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想」の基本方針において、来年度からマイナンバーカードの交付率を地方交付税の算定に反映させることを検討することが明記されました。

現在、政府は令和4年度中にカードを全国民に交付することを目指していますが、7月末時点の交付率は45.9%にとどまっており、カード取得者に最大2万円分のポイントを付与するマイナポイント第2弾などで普及を図っています。

本町では、令和2年度から役場窓口での申請手続き支援や顔写真の無料撮影サービスを開始したほか、本年度からは、町内の事業所や高齢者施設、高等学校など、一定数の申請希望者が見込まれる場所への出張申請サービス等にも取り組んでいます。しかし、本町におけるカードの交付率は7月末時点で25%となっており、全国1,741自治体の下位10団体から抜け出せない状況が続いています。

このため、町の方針として、より一層のカードの取得促進に取り組むことを決定し、町職員への取得を勧奨するとともに、町民の皆様にもできる限りのご協力をお願いしていくこととしています。

また、長引くコロナ禍と物価高騰により地域経済が疲弊している現状を踏まえ、町民生活を支援する観点から、マイナンバーカードを取得いただいた町民を対象に一人当たり3万円の商品券を配布することを計画し、今議会定例会に約4億円の関連予算を計上しています。

今後も引き続き、カードの取得促進と町民の利便性向上のための行政デジタル化に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

■ 文化的施設整備事業の総事業費等について

令和6年度中の開館を目指して整備を進めている文化的施設については、令和2年度末に完了した基本設計をもとに、昨年11月から実施設計に着手し、本年10月中旬の完了に向け設計作業を進めているところです。

なお、実施設計委託料に係る予算については、昨年9月の議会定例会において、令和3年度から令和5年度までの継続費の設定と合わせて可決されたところであり、その際にお示しした総事業費は、平成29年度から令和5年度までの事務費等も含め総額で15億9,431万円となっていました。しかしながら、その後のいわゆるウッドショックやアイアンショック、さらには原油価格の高騰や円安といった様々な要因により、資材単価の高騰や資材が入りにくいといった状況が続いており、文化的施設整備事業にも大きな影響を及ぼす状況となっています。

この結果、実施設計を踏まえた現時点における総事業費は22億1,320万円の見込みとなり、昨年9月の議会定例会でお示ししていた総事業費から6億1,889

万円・1.39倍の増加となりました。なお、これに必要な財源として、合併特例事業債や過疎対策事業債といった町債を活用することとしており、後年度に普通交付税として措置される金額を除いた実質的な負担額は、2億2,283万円増加の8億4,776万円の見込みとなっています。この主な増額要因としては、先ほども説明したとおり資材単価の高騰や、資材が入りにくいといった状況にあるため、他の事業等と同様にやむを得ないものと判断しているところですが、その影響額も大きく実施設計の結果については重く受け止めているところです。

この影響額と今後の対応について、これまでの説明で「まずは実施設計作業を進めさせていただき、その結果を踏まえた総事業費について、本年9月の議会定例会でお示しさせていただく」旨と、「本年12月の議会定例会において補正予算の計上を予定しており、総事業費が明らかになった時点で今後の情勢等も見極めながら、議会12月定例会において改めて方向性をお示ししたい」旨を説明してきたところです。

なお、今回お示しした総事業費のうち、その大半を占める本体建築工事費等については、本年8月下旬の資材単価等をもとに積算したものであり、資材単価の高騰等に伴う影響は依然として不透明な状況にあることから、予算計上のタイミングも含めこれらを見据えた判断と予算措置が求められているところです。

このため、今後の対応については、これまで説明してきたとおり、現時点で見込まれている総事業費をもとに、10月中旬に完了予定の実施設計を精査するとともに、今後の情勢等も見極めながら、また、町民の皆様に対する説明・意見交換会なども開催しながら、本年12月の議会定例会において、関連予算の計上判断も含め、方向性をお示ししたいと考えているところですので、引き続きご理解をお願いいたします。

町 長 行 政 報 告 (P1~2抜粋)

■ 文化的施設整備事業について

文化的施設整備事業については、昨年9月の議会定例会の予算審議において、実施設計や用地取得に要する費用をはじめ、施設本体の建築工事費等を含む令和5年度までの「継続費」の設定について議決をいただき、施設の本格的な整備に向け、昨年 11 月には実施設計にも着手したところです。

しかしながら、本年9月の議会定例会でもご報告したとおり、本事業においても全国的な資材単価の高騰等による影響を受け、昨年9月にお示した総事業費から増額が見込まれることとなり、今後の方向性について改めて検討する必要が生じました。このため、議会や町民の皆様も含めた今後の選択肢として、「①やむを得ない事情であるため、設計の見直し等を行わずに予算計上」、「②施設規模の縮小や設計そのものの見直しを含めた総事業費の圧縮を検討」、「③事業の一時休止」の3つをお示したところです。

その後、本年 10 月には実施設計が完了し、この時点で総事業費が約 21 億 2,600 万円の見込みとなりました。また、今後も資材単価の高騰等が予想されることから、予算計上の根拠となる最終的な総事業費としては、実施設計に基づく建築工事費等に、発注時までの今後の物価上昇見込等を加味した 23 億 1,780 万円を見込んでいます。

こうした状況を受け、今後の対応について、町民の皆様を対象としたご説明や意見交換の場を設けることとし、去る 11 月 1 日・2 日・4 日に大正・十和・窪川地域において計 3 回の「説明・意見交換会」を開催させていただきました。その中で、今後見込まれる総事業費をはじめ、これに充てる財源や町の財政状況、現在の町立図書館・美術館が抱える課題などについて説明をさせていただき、ご参加いただいた皆様からも様々なご意見をいただきました。

ご参加いただいた約 100 名の皆様からは「予定どおり令和6年度に開館できるのか。」「説明を受け、財政的に問題がなく施設規模やサービスが華美過大なものではないと分かった。子どもの成長は早いので、計画どおりスピーディーに進めてほしい。」といったご意見が寄せられた一方、「コロナ禍や物価高騰の中、果たして必要な整備なのか。」「規模を縮小するなど、時間をかけて検討してはどうか。」といった声や、人口減少が予想される中でランニングコストを心配される声など、多数のご意見やご質問をいただきました。なお、各会場で説明させていただいた内容については、四万十ケーブルテレビの「行政放送」枠内で、「前編」と「後編」の2回に分けて放送させていただき、町公式ホームページでも視聴可能となっています。

また、11 月 29 日には「四万十町の未来を考える会」から町長宛てに、「文化的施設整備事業の一時休止を求める請願書」が 3,595 名の署名と共に提出をされました。この署名数につきましては、提出者による集計ベースではありますが、この事業を推進することに、ご不安をお持ちのことと受け止めているところです。

この他にも、イベント会場等で寄せられたご意見、さらに、これまで様々な場面や機会を通じてご意見をいただいております。そのご意見等も十分に踏まえた上で、改めて協議させていただいた結果、私たち町民には、先人から受け継いできた文化や歴史を次世代に守り伝える責任があるとともに、この町

で暮らす私たちの今と未来のためにも、生涯学習の拠点であり、さらにはまちづくりや文化施策の核となる施設の整備を遅らせることはできないと判断し、今議会の一般会計補正予算におきまして、関連する歳入歳出予算や継続費の変更に係る補正予算を計上させていただくこととしました。

その主な理由として、1点目に、本事業が基本構想や基本計画、さらには施設の整備に必要な予算に基づき、これまで6年間にわたって進められてきた事業であること。2点目として、旧役場本庁舎跡地を建設予定地とした「基本設計」が令和2年度末に完了し、これを踏まえ昨年9月の議会定例会において、施設の規模や構造等も含め、開館までに必要な予算をお認めいただいていること。3点目として、今回の増額理由が、施設規模や構造等の変更に伴うものではなく、全国的な資材単価の高騰等に伴う影響であること。4点目として、施設規模については「基本構想」や「基本計画」の検討結果を反映した、必要最低限のものとして設計されていること。さらに施設の現状を踏まえ、本町の人口規模からみた蔵書数や、収蔵品の適切な管理といった観点からも、計画している施設規模が必要であり、早急な整備が求められていること。5点目として、有利な財源として見込んでいる合併特例事業債の借入期限が令和7年度末に迫っていること。6点目として、財政シミュレーション等も行い、今後も引き続き健全財政を維持できる見込みであること。最後に、若い世代や子育て世代の方からの施設の整備を求める声や期待を寄せる声も多く、以上の点を総合的に判断し、先にお示ししていた選択肢の「①設計の見直し等を行わずに予算を計上」させていただくこととし、関連する「過疎地域持続的発展計画の一部変更」と「補正予算」を、今議会に提案させていただくこととしました。

本事業は、この町の未来をつくる重要な施策であり、今回の決定は大変大きな判断となりますが、先ほどもご説明したとおり、施設に期待を寄せる声も多い中、これまでの経過等はもちろんのこと、検討のきっかけとなった町立図書館・美術館の課題の根本的な解決を図り、スピード感を持って進めていくことが、この町の魅力を高め、定住や人口の増加にも繋がっていくものと考えていますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

■ 新型コロナワクチン接種の概要について

新型コロナワクチン接種については、10月からオミクロン株対応ワクチンの接種を実施しています。対象者は、2回目接種を済まされた12歳以上の方となり、本町では、約14,000人が対象となります。

また、接種間隔も5カ月から3カ月へと短縮されたことにより、7月から8月までに4回目接種を終えられた60歳以上の方などが、11月末までに接種可能となりました。そのため、予約センターでの混雑を避けるため、順次、接種券の発送を行い、現在、接種可能な方には接種券の配布を完了し、年内に接種できるように対応しました。

なお、平日の接種が難しい方には、土曜日に「きらら大正」、日曜日は「農村環境改善センター」において、集団接種を12月3日から行っています。

そして、5歳から11歳までの小児用ワクチンの3回目接種は、9月27日から予約を開始し接種を行っており、新たに接種対象となった生後6カ月から4歳までの乳幼児接種は、12月6日から接種を開始しています。

年末年始を控え、第8波も懸念されていますので、一人でも多くの町民の皆様にワクチン接種をいただきますようお願い申し上げます。

施政方針 (P1～4抜粋)

昨年4月の町長選挙におきまして、今後4年間の町政を引き続き担当させていただくこととなり、その後、5月に開かれました令和4年第2回議会臨時会におきまして、3期目となる町政運営の所信を述べさせていただいたところです。

その際の内容とも重複いたしますが、引き続き第2次四万十町総合振興計画（後期基本計画）で掲げる「目指すまちの将来像」に向け、これまでの好循環の兆しをしっかりと継承・発展させつつ、本町の課題を克服し、更なる発展と活性化、にぎわいの創出に向け、新たな取り組みにも着手していきたいと考えています。具体的には、主に「事業承継の推進」や「農山村地域への若者の定住促進」と「災害に備えた“命を守る”対策の推進」について積極的に進めていきたいと考えており、その後の議会定例会におきましても、行政報告を通じて状況をお伝えしてきたところです。

2期8年余り担当させていただきましたが、地方創生という追い風の中で、移住定住・地産外商の推進、都市と農村との交流促進等により、四万十町のブランド力も高まっています。なかでも、全国魅力度ランキングでは、四国内で常に1位又は2位に位置付けられていることや、「住みたい田舎」ベストランキング（若者世代が住みたい田舎部門）では1位を獲得するなど、全国的にも高い評価を得ています。

令和5年度におきましても、こうしたブランド力や町の強みを生かし、先ほど申し上げました政策はもとより、引き続き移住定住対策の推進や、地産外商、子育て支援の充実、人材育成施策の推進など、活力あふれる四万十町の創造に向けて、全身全霊で取り組んでまいりますので、町民の皆様や議員各位のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

<事業承継の推進>

事業承継については、事業主の高齢化が進み後継者がいないといった声がある中で、地域サービスや雇用が失われる危機感を抱いており、公約の柱の一つとして推進しています。昨年の10月から商工会とともに各地域で26の店舗や事業所からの聞き取り調査を実施しました。中には事業を承継しても良いといった意見も見受けられますが、事業承継について具体的に意識していないといった店舗も多く、店主の高齢化が進む中で「いよいよ地域にとって必要なお店がな

くなる可能性もあるのではないかと危惧しているところです。

今後は、引き続き聞き取り調査を進め、現状を把握するとともに、事業者へ事業承継に対する啓発を行うほか、事業承継をしたいといった意向などがありましたら高知県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、町内での承継希望者探しを行うなどの対応をしていけるよう努めていくとともに、町として具体的な支援策などを検討していきます。

<農山村地域への若者の定住促進>

首都・東京にとって地方が欠かせないように、「農山村地域」の存続なくして、この町の存続はあり得ません。また、この農山村地域を存続させていくためには、担い手となる若者や、地域の活力へと繋がる子どもたちの存在が欠かせません。

そこで「農山村地域への若者の定住促進」では、これまで進めてきた子育て支援策の拡充・強化とともに、まちづくりの要となる農山村地域の担い手確保と、定住による集落機能の維持活性化に向けた仕組みを構築していきたいと考えています。特に子育て支援策については、これまでも他の自治体以上に手厚い支援策を講じてきたものと認識していますが、その成果を確かなものとしていくためには、国や県の取り組みとも歩調を合わせながら、これまで以上に成果にこだわった施策を展開していく必要があります。具体的には、この町で子育てしていくことに対する経済的負担や不安感を払拭させ、この地で自信を持って子育てしていけるような環境づくりとして、医療費助成の対象年齢拡大や給食費の無償化など、各種助成制度の創設・拡充などを図っていきます。

あわせて、子育て世帯を農山村地域へと誘導し、そこで生まれ暮らしてきた方々が、将来にわたって住み続けていただくことで、担い手の確保と、集落機能の維持活性化を図っていききたいと考えており、このための具体的な施策として、子育て世帯が住宅を取得する際の支援や、農山村地域への子育て支援住宅の整備など、この後の提案理由でご説明させていただく令和5年度当初予算において、所要の予算措置を講じているところです。

農山村地域への若者の定住促進については、昨年6月や12月の議会定例会の行政報告でもお伝えしてきたところですが、これらを実現していくためには、経済的な支援に加え、町民の皆様のご理解と、この町を挙げて子育てを支援しようとする雰囲気づくりや支援体制なども重要です。子育てしやすいまち・住み続けたいと思えるまちづくりと、農山村地域への若者の定住促進に向け、町民の皆様により一層のご理解とご協力をお願いいたします。

<災害に備えた“命を守る”対策の推進>

「災害に備えた“命を守る”対策の推進」では、津波浸水想定区域における避

難対策、土砂災害警戒区域等における急傾斜地崩壊対策、町全域にわたっての“命を守る”対策の3つを中心に、対策を講じているところです。

まず、津波浸水想定区域における避難行動要支援者の避難対策では、要配慮者に対しそれぞれの状況に応じた個別避難計画の策定や避難訓練を実施し、避難が困難な方に対しては引き続き具体的な支援策を検討いたします。また、避難場所でも応急期に必要な各種機能の強化を行っているところです。

次に、土砂災害を防止するための急傾斜地崩壊対策としては、災害時に避難場所が使えないといった事態が起こらないよう、2次避難所を主とした土砂災害特別警戒区域の対策を進めているところです。

最後に、町全域にわたる町民の皆様の“命を守る”対策では、地域防災計画の点検・見直しや、災害対策本部機能の強化を目的とした設置訓練を、定期的を実施していきたいと考えています。また、発災時における燃料供給体制では、自家給油施設を消防本署の敷地内に整備し、来年度より流動備蓄として運用していきます。

このような「公助」としての対策に加え、実際に災害が発生した際には、自主防災組織の皆様にも、地域における初期活動や「自助」「共助」の中心的な役割を担っていただく必要があります。また、この役割を迅速かつ的確に担っていただくためには、日頃から各避難所の開設訓練や避難所の運営計画の見直しを繰り返すなど、地域の防災力向上につながる取り組みを継続的に実施していただく必要があります。引き続き町民の皆様の“命を守る”対策をしっかりと進めていきたいと考えていますので、町民の皆様のご理解・ご協力と、各ご家庭におきましても災害に備えた日頃からの対策をよろしくお願いいたします。

以上が、昨年5月の「所信表明」で申し上げた新たな取り組みとなりますが、この他にも国や県の動向に合わせて、次の取り組みについても積極的に進めていきたいと考えています。

<新型コロナウイルスへの対応と町経済の回復>

新型コロナウイルスへの対応では、感染拡大から約3年が経過し、感染症対策におけるマスク着用のあり方や、感染症法上における分類の見直しが行われるなど、新型コロナウイルス対策はコロナとの併存、いわゆる「ウィズコロナ」に向け、新たな段階へと移行しつつあります。こうした中、我が四万十町においても、十分な感染対策を講じつつ、経済活動を徐々に再開させていく必要があります。

本町の豊富な食材や観光資源を生かしたイベント等の開催、NHK連続テレビ小説「らんまん」を契機とした高知県の取り組みとの連携、町内周遊の促進、外商活動の展開、中心市街地の活性化など、感染対策に配慮しつつも、直近の観光振興や経済活動の活性化に取り組むことで、徐々にコロナ前のにぎわいと地域経済の活力を取り戻していきたいと考えています。

あわせて、高速道路の延伸を見据えた観光交流拠点施設を、道の駅めぐり窪川の後背地に整備するとともに、これと歩調を合わせながら、「花とみどり」をテーマとした活動を町内に展開していくなど、先を見据えた中長期的な観光施策の展開に取り組むことで、町の観光基盤をしっかりとしたものとし、町の経済の着実な回復に向けて歩みを進めていきたいと考えています。

<デジタル化への対応>

昨年12月、国において「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が抜本的に改訂され、新たな総合戦略として「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定されました。この新たな総合戦略では、デジタルの力を活用して地方創生の取り組みを加速化・深化させ、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すとしています。こうした国の動きを受け、本町でも令和4年度に「四万十町情報化推進計画」を策定し、デジタル技術を活用した住民の利便性向上に取り組むなど、マイナンバーカードの利活用も含めた住民サービスの向上を目指していきたいと考えています。

この他にも、これまで進めてきました「人材育成」や「教育・福祉の充実」、「地場産業の振興」、さらには文化的施設による「まちづくりの拠点・生涯学習の拠点づくり」、「まちなかの再生」など、町民の皆様の福祉向上と町政発展に向け、その道筋をより確かなものにしていかなければなりません。そのためには、本町が抱える課題に対して、前例や固定概念にとらわれず、新たな視点と発想で検証・改善を行うとともに、メリハリの効いた予算編成と施策の展開により、これまで以上に成果にこだわった取り組みにしていきたいと考えています。

以上、令和5年度の町政運営にあたり、特に重要な点について私の考えを述べさせていただきました。町民の誰もが“四万十町に住んで良かったと思えるまちづくり”に向けて精一杯取り組んでいきます。

▶令和5年6月四万十町議会定例会 町長行政報告（P4抜粋）

<P1～3・5省略>

■ 町道大道日吉線における落石事故について

5月8日の午前8時20分ごろ、口大道地区のヘリポート下流500m付近において、しまんと町社会福祉協議会が運営するデイサービス施設の送迎車両が被災する落石事故が発生しました。

この事故により、車両は全損し、運転をしていた職員と同乗していた施設利用者が緊急搬送され、職員は頭蓋骨骨折等、施設利用者は腰椎圧迫骨折で入院していましたが、現在は2名とも退院し、職員につきましては通院治療を続けています。

ご迷惑をおかけしました関係者の皆様に道路管理者として深くお詫び申し上げますとともに、事故に遭われた被災者に対し心からお見舞い申し上げます。

被災者への対応につきましては、町として誠心誠意努めていく所存であり、現在、町が契約している保険会社等と協議を重ねながら保険金の支払いに向けた手続きを進めているところです。

また、事故現場につきましては、落石除去後に二次災害の危険性が低いことを確認した上で当日中に通行止めを解除し、直ちに落石注意の看板を設置したところですが、今後は測量設計を経て落石防止対策を図っていきます。

■ 移動図書館車の巡回状況について

移動図書館車につきましては、令和3年度に策定したサービス計画に基づき、昨年度に整備を行うとともに、放課後の小学校や高齢者サロンなどへの巡回計画を策定し、本年度から窪川地域で9か所、大正地域で6か所、十和地域で7か所を巡回場所に設定し、運行を行っているところです。

4月には、374人の利用があり、貸出冊数472冊、新規の利用登録者数37人、5月には、337人の利用があり、貸出冊数470冊、新規の利用登録者数25人という状況となっています。また、町内イベントにも出向くなど、町民の皆様からは巡回を楽しみにしていたと言うお声もいただいております、大変好評をいただいております。

初年度の運行であり、巡回する場所や時間の十分な周知に努めるとともに、図書館サービスを身近に感じていただく機会として、皆様からご意見等をいただきながら、移動図書館車のサービスを充実させていきたいと考えています。

■ 直接請求による住民投票条例について

7月24日に四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問うための住民投票条例の制定の請求を行うため、条例制定請求代表者証明書の交付申請書が町長宛に提出されました。

町選挙管理委員会において、直接請求代表者が選挙人名簿に登録されていることなどを確認しましたので、7月28日に条例制定請求代表者証明書を交付し、同日から条例制定請求代表者による署名収集が行われたところです。

8月4日に選挙管理委員会へ署名簿が提出され、選挙管理委員会が8月5日から8月21日まで審査をし、8月22日から8月28日までの7日間縦覧を行い、その縦覧期間中に異議の申出がありませんでしたので、8月29日に有効署名総数782名と確定して、その旨記載した署名簿を直接請求代表者へ返付しています。

8月30日には条例制定請求代表者から署名簿及び証明書を添えて条例制定請求書の提出がありましたので、地方自治法第74条第3項の規定により、議案第45号として条例案並びに町長の意見を付して今議会へ付議をしたところです。

■ 文化的施設整備事業について

文化的施設整備事業については、昨年12月の議会定例会において、施設本体の建築工事費等を含む令和6年度までの総事業費(継続費の増額補正)について議決をいただいたことから、令和6年度中の開館を目指して整備を進めているところです。

施設本体の実施設計については、昨年10月に一旦完了していましたが、入札を実施するにあたり実施設計後における資材価格の高騰等を反映する必要があることから、本年5月より積算単価の更正等を行ってきたところです。その作業も6月末に完了し、最新の積算単価による設計金額が確定しました。その結果、昨年10月時点での設計金額と比較した場合、一定の価格高騰は見られたものの、想定の内であったことから、昨年10月の実施設計をもとに、資材価格の高

騰等を見込んで計上した継続費予算の範囲内での設計金額となっています。

また、建設予定地に係る民有地の取得については、土地収用法に基づく事業の認定を受けるため、高知県知事に対し本年4月に認定申請を行い、6月下旬に認定となりました。この認定をもって所轄税務署に対し「譲渡所得等の課税の特例に関する事前協議」の申し入れを行ったところ、7月に協議が完了しています。この事前協議の結果を受け、2名の地権者に対し土地売買の申し入れを行ったところ、それぞれ承諾をいただいたことから、土地売買に係る契約を締結し、建設用地の確保に至りました。

これを受け、7月24日付けで施設本体の建築工事に係る入札公告を行い、8月24日に入札を実施しました。その結果、施設本体の建築工事のうち、建築主体及び機械設備工事については落札者が決定し、今議会に工事請負契約の締結議案を提案しているところですが、電気設備工事については参加者全てが最低制限価格を下回ったことから失格となり、不落となりました。このため、電気設備工事については、不落となった原因の究明等を行ったうえで、再度の入札を行うこととしており、早急に準備を進めているところです。

7月25日から実施している文化的施設の愛称募集については、9月12日現在で全国から約500件の応募をいただいています。応募期間は9月22日までとじていますので、まだ応募をされていない町民の皆様方におかれましては、ぜひとも素敵な愛称をご応募いただくようお願いします。

■ 農業・畜産関係大型事業の完成、稼働について

令和4年度に国の事業採択を受け、JA高知県が事業主体となり総事業費6億4,978万円をかけて整備してきました「強い農業づくり総合支援事業」によるニラの集出荷施設については、令和5年7月に全ての工事が完了し、去る8月4日に神事並びに竣工式が執り行われ、現在は本格的な稼働を迎えています。これにより、四万十管内の生産者約70戸、22.5ヘクタールと幡多管内の黒潮町、四万十市、宿毛市の生産者約30戸、13ヘクタールの受け皿として、計量、結束、包装作業を一貫して行うことで年間約2,400トンの取扱いが可能となり、集出荷作業並びに販売流通経路の効率化が図られることから、今後より一層ニラ産地の振興のために農家所得の向上及び経営の安定化を目指し取り組みます。

次に、「畜産競争力強化整備事業」についてですが、この事業は、四万十ポークブランド推進協議会が事業主体となり、志和地区の有限会社渡辺畜産へ養豚

▶令和5年12月四万十町議会定例会 町長行政報告（P3抜粋）

<P1～2省略>

育環境の充実に努めていきますので、保護者をはじめ地域の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

今後も適正配置計画に基づく小学校の統合については、子どもたちのより良い教育環境の充実に目指すとともに、地域とともにある小学校の特質を踏まえながら、保護者等の同意や地域の理解を得て進めることとしています。

■ 文化的施設整備事業に係る今後の対応について

文化的施設整備事業については、9月の議会定例会において「施設本体の建築工事に係る請負契約議案」が審議され、その結果、否決となったことから、事業そのものが休止状態となっているところです。

こうした状況を受け、各事業者をはじめ関係する皆様への影響が多岐であることから、「現段階では中止せざるを得ない」旨の対応方針をお示しし、ケーブルテレビ・町広報紙や区長会等を通じてお知らせしてきました。

一方で、関係機関等との協議や調整を重ねるなど、事業の継続に向け模索してきましたが、残念ながら今日に至るまで打開策を見いだすに至らず、本年度中の工事着手はできないと判断しました。

しかし、これまで多くの方々のご協力のもと、6年間の歳月をかけて検討してきたこの事業を、課題が何一つ解決されないまま、描いてきた未来像を何も実現させることなく終わらせるわけにはいきません。また、「施設整備は必要」とする想いは、議会や町民の皆様の声からも共通の認識であると考えます。

現計画の施設規模については、専門家の意見や関係機関等で協議いただき、基本計画に基づき設計されたもので、賛同いただいているサービス計画の実現のためには、必要最小限の規模であるとの考えに変わりはありません。一方で、施設規模の見直しなどを求める声があることも事実です。

このため、行政としては現在の計画を基本としつつ、合意形成に向けて議会や関係者の皆様と議論を重ねていきたいと考えています。加えて、9月議会定例会以降、町内で様々な動きが生まれ、さらには議会報告会が12月4日に行われたばかりの状況等を踏まえると、ここで結論付けるべきではないとの判断に至りました。

つきましては、今しばらくお時間をいただき、今後の対応方針については来年3月の議会定例会で改めて報告させていただきます。

町長行政報告

■文化的施設整備事業の中止について

文化的施設整備事業につきましては、昨年12月議会定例会の行政報告において「本年度中の工事着手はできないとの判断に至った」旨とあわせ、「現在の計画を基本としつつ、合意形成に向けて議会や関係者の皆様と議論を重ねていく考え」や、「今後の対応方針については、次回の議会定例会で改めて報告させていただく」としていましたので、ご報告します。

昨年12月の議会定例会以降、議会や意見書をいただいた団体等を中心に協議を重ねてきました。特に議会とは、全員協議会や議会代表4名との意見交換会など延べ4回にわたって協議を行い、その中で議会側からは「町長提案による住民投票を実施してはどうか」との提案をいただいたところです。しかしながら、教育施設でもある文化的施設を住民投票で問うべきではないと判断したこと、また、主な財源である合併特例債の活用を前提とした場合には、日程的にも不可能であることを説明させていただき、今後の対応について改めて協議を行ったところです。その協議の中では、事業が休止状態となっている最大の要因である施設規模や事業費に対する議員の皆様のご考えについて、改めて確認をさせていただきましたが、これまでと同様に「施設規模等を縮小すべき」との意見が多数を占めており、今後もその考えは変わらないとのことでした。このため、議会の合意を得ながら事業を進めていくためには、計画そのものの見直しが必要ですが、複合施設を整備する上で欠かすことのできない財源である合併特例債の期限が令和7年度末であることを考えると、残された2年間の中で計画や設計等を見直し、施設を完成させることは不可能です。

このため、苦渋の決断ではありますが、現計画・現施設規模による文化的施設整備事業については、「中止せざるを得ない」と判断し、2月15日に開催された議会全員協議会において、その考えをお示ししたところです。

私の公約でもある本事業につきましては、検討のきっかけとなった町立図書館・美術館の課題解決はもとより、生涯学習やまちづくりの拠点施設として整備することで、この町の魅力を高め、定住や人口の増加にも繋がるものとして、これまで6年以上にわたって積極的に取り組んできました。

今日に至るまで関係各位のご理解・ご協力のもと、実施設計が完了し、施設本体の入札を経て請負契約議案の審議にまで至っていながら、事業中止という判

断に至ったことは私自身も未だ受け入れ難く、この事業の目的やこれまでの取り組みに間違いはなかったものと確信していますが、これ以上立ち止まらない・時間を無駄にしないためにも、また、これ以上の混乱を避けるためにも、最終的な判断として報告させていただくものです。

なお、事業中止の判断に伴い、今議会では令和5年度一般会計補正予算において、継続費の変更や歳入歳出予算の減額など、関連予算を計上していますが、今後については、これまでに借り入れた起債の繰上償還や、昨年7月から全国公募を行っていた施設の愛称募集、関連する各種計画の見直し等についても、順次対応を行っていく予定です。

なお、現図書館・美術館が抱える課題への対応をはじめ、先月下旬に検討委員会を設置した図書館十和分館の整備については、関係機関等をはじめ議会や町民の皆様と共に協議しながら進めなければならないと考えています。

■ 四万十川桜マラソンについて

(以下、略)